津市監查委員告示第12号

令和7年9月3日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、 令和7年9月17日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に 基づき、公表する。

令和7年9月26日

津市監査委員 小 津 直 久 津市監査委員 安 井 広 伸 津市監査委員 片 山 光 津市監査委員 安 積 むつみ

第1 請求の受付

- 受付年月日
 本件監査請求書は、令和7年9月3日に受付した。
- 2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 省略

3 請求の概要 (ほぼ「請求書」原文のまま記載)

請求者(甲)()()()

該当特別職(乙)前葉 泰幸 津市長

該当職員(丙)地域連携課 課長

該当自治会(丁)市営住宅の入居者のみで構成される5つの自治会(甲 第1~5号証の自治会)

市営住宅の入居者のみで構成される5つの自治会の町自治会交付金 の過大請求について

(1) 経緯と請求の要旨

<町自治会交付金の過大請求の範囲を(丁)に限定し、甲第6号証(入 居戸数)を用いて検証1、2、3及び4を行い、過大請求の根拠を示 す。>

町自治会交付金等の過大請求に関する事項 令和7年8月15日 津市監査委員告示 第9号告示

(1) 公開質問状(甲)の質問 令和7年3月17日<抜粋> 間10 過去に遡って町自治会交付金の調査を行なわない理由、

町自治会交付金及び自治会長報償金の過大請求分の返還を求めない理由を教えてください。

公開質問状(乙)の回答 令和7年4月11日<抜粋>申請年度の基準に基づき、申請された自治会加入世帯数を審査し、交付決定及び額の決定を行っていた(検証1)ことから、改めて過去分について聞き取り調査等を行い、返還を求めることは考えていません。

(2) 第3 監査の結果 (6) 請求人の請求に対する監査対象部局 の(丙)の回答

イ 第1の3の(1)のイの回答(中日新聞 記事 2024年7 月31日) 「市営住宅を担当する部署は正確な入居戸数を把握していたが、 市役所内の連携が不十分で、自治会から申請を受け付ける部署が 確認していなかった。」に対する回答

市営住宅課が把握をしているのは入居状況であり、町自治会加入世帯数ではない(検証2)。また、町自治会は任意の団体であり、町自治会の区域に居住する者であっても町自治会に加入していないケースや、二世帯住宅などで一戸に入居している複数世帯が町自治会にそれぞれ加入しているケース、町自治会の区域外に転居した世帯が引き続き転居前の自治会に加入するケースがあるなど実態は様々。これらのことから、市営住宅課が把握している入居状況が、町自治会交付金の算出の根拠となるとは考えていない。

しかしながら、令和6年7月の新聞報道を受けて調査を行ったところ、市営住宅の入居戸数は、町自治会加入世帯とは必ずしも一致しないものの、一定の指標とすることができる数値であることが確認できた。このことを受けて、市営住宅課と協議をし、町自治会側から入居戸数に係る問合せがあった場合、回答をしてもらえるように調整をしたので、市営住宅の世帯のみで構成されている町自治会には、申請書を作成する際に、市営住宅課から教えてもらえる入居戸数も参考にできることを伝えている。

検証1

- (乙)の回答より「令和6年度の基準に基づき申請時の自治会加入世帯数(令和6年4月1日)を審査した結果(申請時の加入世帯数(基準内)と記す。)、交付決定及び額の決定を行っていた。」となる。この数値の是非を検証する。
- 表1 修正後の世帯数を真の値とし、申請時の加入世帯数(基準内) との割合 申請時の加入世帯数(基準内)/修正後の世帯数 (丁)の令和6年度町自治会交付金の申請内容に関する調査結 果に必要部分追加)

自治会名	000000	0000	00000	000000	0000
管理戸数	448	72	79	130	109
申請時の加入世帯数 (基準内)	430	72	79	130	112
修正後の世帯数	227	42	60	85	75
申請時の加入世帯数 (基準内) /修正後の世帯数	189 (%)	171 (%)	132 (%)	153 (%)	149 (%)
交付金返還金額(円)	267, 010	39, 300	23, 810	58, 950	48, 470

過大請求分合計 約44万円

【検証1の結果】

住民基本台帳を用いて「加入世帯数が基準内である」とした交付 決定及び額の決定「過大請求分合計 約44万円」は、物価高で苦 しんでいる市民から見て到底納得できない数値である。この無駄な お金が、(丁) に交付され新聞発表まで放置されてきた。

報道発表資料2024年10月3日に、(丙)は、「令和6年7月31日の中日新聞(入居戸数の190%と示され乖離幅が大きすぎる)との報道を受け、事実確認を目的として令和6年度町自治会交付金の申請内容について調査を行った。」とある。

< Q1>この調査時、(丙)は、過大請求が認められる該当の自治会 に対し、返還請求権が残る令和2,3,4,5年度の過大請求 について質問されたのですか。

該当の自治会は、質問にどのような返答をされたのですか。 「該当の自治会は、過大請求がありません。」と返答したのですか。

もし、該当の自治会に質問されなかったのなら、その理由は 何ですか。

<Q2>監査委員は、住民監査請求(令和7年6月18日付け)に基づき(丙)に対し<Q1>と同一趣旨の質問をされたのですか。 検証2

「市営住宅課が把握をしているのは入居状況であり、町自治会加入世帯数ではない。」を検証する。

入居戸数は、津市「市営住宅の設置及び管理に関する条例(家賃の納付)第20条及び2」により把握されている数値である。ここでは、入居戸数を(丁)の加入世帯数として使用できるかを検証す

<自治会加入世帯数の考察>

<いろいろな理由>

A:町自治会に加入していないケース

B:二世帯住宅などで一戸に入居している複数世帯が町自治会に それぞれ加入しているケース

町自治会の区域外に転居した世帯が引き続き転居前の自治会に加 入するケース (稀なので、除外する)

表2 令和6年度修正後の世帯数(真の値)として入居戸数との割 合 入居戸数/修正後の世帯数

自治会名	000000	0000	00000	000000	0000
入居戸数 (戸)	223	42	58	86	76
修正後の世帯数	227	42	60	85	75
入居戸数 /修正後の世帯数	98 (%)	100 (%)	97 (%)	101 (%)	101 (%)

<自治会加入の考察> B 全戸加入 B

Α

Α

【検証2の結果】

(丁) の場合は、修正後の世帯数を真の値として入居戸数との比 (%) をとるとその値は100%の近傍にあり、A、Bを考慮して も入居戸数を加入世帯数の基準値として採用できる。

検証1,2より、(丙)が主張している「これらのことから、市 営住宅課が把握している入居状況が、町自治会交付金の算出の根拠 となるとは考えていない。」は、<いろいろな理由>をつけてこれ までの地域連携課の基準値採用のミスを覆い隠そうとしている。

- <Q3>(丙)は、この主張をこれからも(丁)に対し続けてゆくの ですか。
 - (丙)は、「市営住宅の世帯のみで構成されている町自治会には、 申請書を作成する際に、市営住宅課から教えてもらえる入居戸数も 参考にできる。」としている。自治会費を支払った世帯が自治会加 入世帯であり、悪徳自治会は、逆に、入居戸数との間に余裕があれ ば、支払っていない世帯まで加入世帯とする。
- < Q4>なぜ、(丁)に任せ、(丙)自ら、市営住宅課に確認しない

のですか。

検証3

(丁) の過大請求の全体像について検証する。

表3 甲第1号証から甲第6号証 より 各年度毎の入居戸数と申請世帯数の変遷

自治会名	000000		0000 0		000	000	000000		0000	
管理戸数	44	48	7	2	79		130		109	
数	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯
平成31年	282		55		69		112		92	
令和2年	274		51		65		110		88	
令和3年	263	430	51	72	63	79	105	130	84	112
令和4年	250	430	50	72	63	79	104	130	83	112
令和5年	231	430	44	72	59	79	95	130	75	112
令和6年	223	430	42	72	58	79	86	130	76	112

【検証3の結果】

市営住宅の入居戸数は平成31年より減少しているが、申請世帯 数は表中の令和3年度以降では、不自然に一定値である。

「申請年度の基準に基づき、申請された自治会加入世帯数を審査 し、交付決定及び額の決定を行っていた」とすると、住民基本台帳 の数値を利用した審査が、実態(入居戸数)とかけ離れていたとい える。

また、監査委員告示第1号(令和3年2月19日)(2) 市民部 ア 地域連携課 (ア) 町自治会交付金における加入世帯数の確 認について 「措置の内容」が全く実行されていない。

- (丁)において、住民基本台帳を用いた制度設計は、入居戸数に 比べ誤差が大きく統計上正確さに欠けると言わざるを得ない。
- (丁)の交付金に関して行った(丙)の職務の執行が、「地方公務員法第31条 服務の宣誓」の宣誓書文中「誠実かつ公正に職務を執行する」に違反している。
- < Q5 > (丁) と「町自治会交付金等の過大請求に関する事項」津市 監査委員告示第8号 令和6年12月4日 ○○○○○○自 治会を比べ、どこが「誠実かつ公正に」なのですか。

<Q6>過去の過大請求分を請求しない理由が、該当の自治会が多数 なので「これまでと同様に自治会との良好な関係を築くために 必要である」とするなら、納税者との良好な関係はどうなるの ですか。

検証4

検証2の結果を用いて、入居戸数を基準とする令和3年度~6年 度(丁)の町自治会交付金の過大請求の詳細について検証する。

- 1. 令和3年~令和6年度入居者のみで構成される自治会毎の 想定される過大請求数と加入世帯数/入居戸数の比(%)を 記す。
- 2. 想定される過大請求数=申請加入世帯数-入居戸数
- <甲>参考のため、*「住民基本台帳」欄に地域連携課が用いた住民 基本台帳の世帯数そのものを教えていただきたい。(乖離幅では ないので、津市情報公開条例に該当しない。)

甲第1号証と甲第6号証

自治会名	摘	要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
	管理戸数		448	448	448	448	
	入居列	⋾数	263	250	231	223	
0000	申請加入世帯数		430	430	430	430	227
	想定される過大請求数		167	180	199	207	
	申請加入世帯数 / 入居戸数		163 (%)	172 (%)	186 (%)	193 (%)	
	*「住!	民基本台帳」					

甲第2号証と甲第6号証

自治会名	摘要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
	管理戸数	72	72	72	72	
	入居戸数	51	50	44	42	
	申請加入世帯数	72	72	72	72	42
	想定される過大請求数	21	22	28	30	
	申請加入世帯数 /入居戸数	141 (%)	144 (%)	164 (%)	171 (%)	
	*「住民基本台帳」					

甲第3号証と甲第6号証

自治会名	摘要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
0000	管理戸数	79	79	79	79	
	入居戸数	63	63	59	58	
	申請加入世帯数	79	79	79	79	60
	想定される過大請求数	16	16	20	21	
	申請加入世帯数 /入居戸数	125 (%)	125 (%)	134 (%)	136 (%)	
	*「住民基本台帳」					

甲第4号証と甲第6号証

自治会名	摘 要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
	管理戸数	130	130	130	130	
	入居戸数	105	104	95	86	
-	申請加入世帯数	130	130	130	130	85
	想定される過大請求数	25	26	35	44	
	申請加入世帯数 / 入居戸数	124 (%)	125 (%)	137 (%)	151 (%)	
	*「住民基本台帳」					

甲第5号証と甲第6号証

自治会名	摘	要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
	管理戸数		109	109	109	109	
	入居戸	数	84	83	75	76	
0000	申請加	口入世帯数	112	112	112	112	75
	想定される過大請求数		28	29	37	36	
	申請加入世帯数 / 入居戸数		133 (%)	135 (%)	149 (%)	147 (%)	
	*「住民基本台帳」						

【検証4の結果】

申請加入世帯数を入居戸数で割った数値が、年度が増えるにしたがって増加している。

市営住宅が年々老朽化し入居戸数が減少していることから、当然、 住民基本台帳の基準をうのみにせず市営住宅課と連携し過去の各年 度毎の入居戸数から正確な加入世帯数を確認すべきであった。

(丙)の主張によると、○○○○○○では、「令和3,4,5年度430世帯から1年の間に最低でも203世帯の転出又は2世帯

住宅203世帯でこの全世帯が加入取りやめ、令和6年度修正申告227世帯になった。」ことになる。

< Q7>(丙)、監査委員は、つじつまが合わないことに簡単に気づけたのではないですか。

(2) 結論

- (丙)が、自治会数の多い(丁)との良好な関係維持のために、意図的に、過年度の市営住宅課「入居戸数」の確認を怠った。この対応は、一つの自治会(○○○○○○自治会)との差が歴然で公正さを欠いた、差別的な職務の執行である。差別的な職務の執行を断じて許せない。
- ○○○の問題から何も学ばず、まるで"みかじめ料"的な考え方である。
- (乙)が規則第13条に規定される交付金の返請求権の行使及び報償金の返還請求を怠っていると考え、また、法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当すると考える。

(3) 措置の請求

上記の5つの市営住宅(○○○○○自治会、○○○自治会、○○○自治会、○○○自治会、○○○○自治会、○○○自治会)の入居者のみで構成される自治会の加入世帯数は、【検証2の結果】により、入居戸数の数値を基準とし、この基準を用いて聞き取り調査を行い過年度分の過大請求の返還を命じる。

第2 同一住民による同一の財務会計行為又は財産の管理を怠る事実を対象と した住民監査請求について

本件監査請求は、令和3年度から令和5年度に、市営住宅の入居者で構成される5自治会(以下「5自治会」という。)に交付された町自治会交付金について、自治会加入世帯数を用いて算定すべきところ、5自治会の交付金交付申請書には、実際の自治会加入世帯数を上回る世帯数が記載されていた可能性が高く、また、所管する地域連携課(以下「監査対象部局」という。)は、市営住宅課へ入居戸数を確認することを意図的に行わず、過大な町自治会交付金を交付したことにより、本市に損害を与えているため、当時の申請書に記載された自治会加入世帯数が、正確なものであるかについて再調査を行い、令和3年度から令和5年度に交付された町自

治会交付金に過大請求があれば、返還を命じるよう求めているものと解される。

請求人は、令和7年6月18日に、請求件名は異なるものの、町自治会 交付金の過大請求に伴う財産の管理を怠る事実に係る住民監査請求(以下 「前回請求」という。)をしており、これに対し、監査委員は、令和7年 8月7日付けで、「法第242条第1項に規定される財産の管理を怠る事 実はなかった。」とする監査結果を通知している。

昭和62年2月20日最高裁判決では、既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「法242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項(※現行法では第5項)の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示しており、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は財産の管理を怠る事実を対象として、再度の住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」により、できないものとされている。

第3 本件監査請求内容について

本件監査請求が、前回請求と同一の財産の管理を怠る事実を対象とする 監査請求であるかどうかを一時不再理の原則の観点から、以下のとおり検 証する。

前回請求は、同一住民が、5自治会及びこれ以外の22自治会に係る令和3年度から令和5年度における町自治会交付金の交付に、財産の管理を怠る事実があるとする住民監査請求であり、他方、本件監査請求は、同一住民が、前回請求で対象とした22自治会に係る令和3年度から令和5年度における町自治会交付金の交付に財産の管理を怠る事実があるとする部分を削除し、対象を5自治会の令和3年度から令和5年度における町自治会交付金の交付について財産の管理を怠る事実があるとする内容で構成され、これに、請求人が前回住民監査請求以後に入手した、市営住宅の入居戸数を新証拠として加えた住民監査請求である。

従って、本件監査請求は、自治会の数は異なるものの、同一住民による 同一の財産の管理を怠る事実を監査対象とした住民監査請求であると判断 できる。

また、請求人は、請求の対象となる自治会の数を変更(削減)し、新た な証拠を提出することで、本件監査請求が、前回請求とは別個の住民監査 請求であると主張しているものと解されるが、第2「同一住民による同一 の財務会計行為又は財産の管理を怠る事実を対象とした住民監査請求につ いて」において例示した昭和62年2月20日最高裁判決では、「所論は、 先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であつても、 新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、 別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用するこ とができない。けだし、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政 の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公 共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為 又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請 求する権能を住民に与えたものであつて、監査委員は、監査請求の対象と された行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査する に当たり、住民が主張する事由以外の点にわたつて監査することができな いとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出され た証拠資料が異なることによつて監査請求が別個のものになるものではな いからである。また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、 まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事 実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を 当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によつて予防、是正させるこ とを目的とするものであると解せられるところ、法242条の2第1項は、 「普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合に おいて、(中略)裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は 怠る事実につき、訴えをもつて次の各号に掲げる請求をすることができ る。」と規定し、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事 実についてこれを提起すべきものとされているのであつて、当該行為又は 当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由 として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていな いものと解せられる。したがつて、主張する違法事由が異なるごとに監査

請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」とも判示しており、かかる請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人は本件監査請求の請求書に、監査対象部局や監査委員に対する複数の質問を記載しているが、法第242条では「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と定められているのみであり、住民監査請求書を用いて、監査対象部局や監査委員に質問等を行うことはできないことを申し添える。

第4 結論

よって、本件監査請求は、前回請求と同一の内容と認め、一事不再理の原則により不適法なものと判断し、却下するものである。

以上